



生成AIプリンシプル・コード： 企業知財へのインパクトと実践知

政府の最新動向（2026年8月事実上了承）に基づく、
法務・知財部門のための戦略ロードマップ

2026年8月

AI ERA CORPORATE BLUEPRINT



The Rule (ルール)

罰則のない「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式のソフトローとして採択。

透明性確保（学習データの概要開示）と権利者への事後対応を中心とする「3原則」で構成。



The Scope (適用範囲)

自社データのための内部利用は除外されるが、日本向けにAIを提供する場合は海外事業者（GoogleやOpenAI等）も適用対象となる。

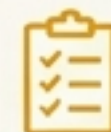
政府のインセンティブ制度と連動予定。



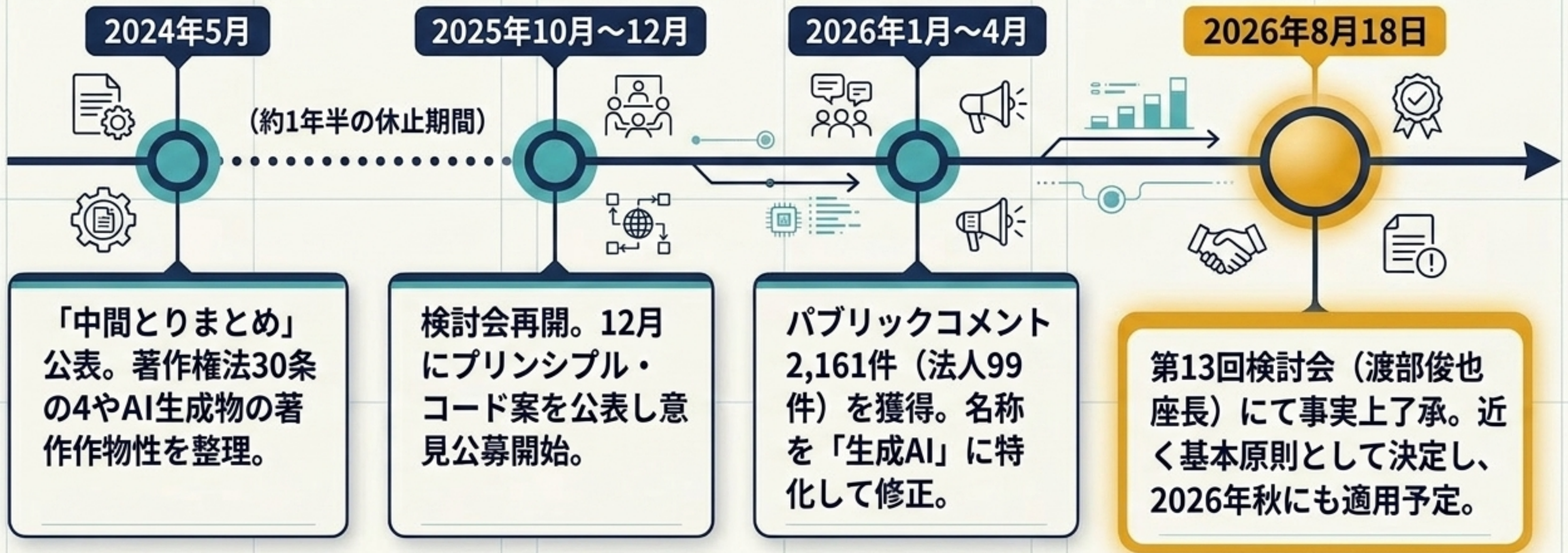
The Action (企業の急務)

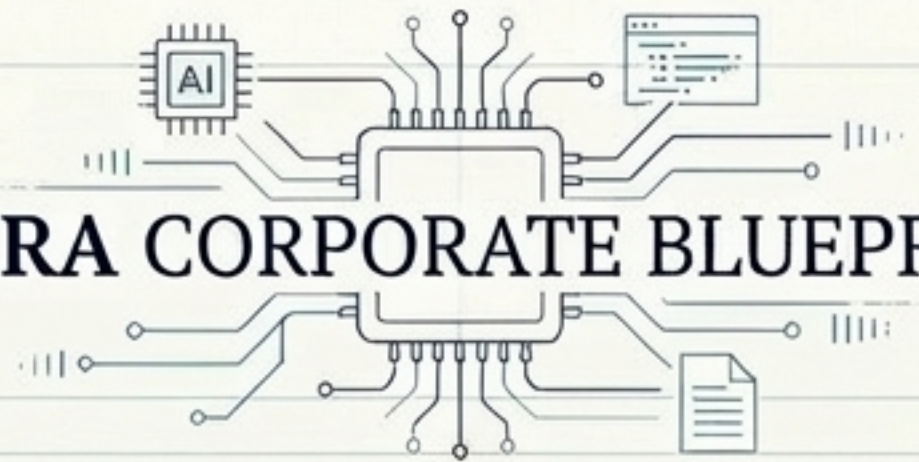
2026年秋の適用に向け、

- 1 自社の対象該当性判定、
- 2 公開文書（モデルカード等）のギャップ分析、
- 3 権利者からの照会対応窓口の整備が直ちに求められる。



AI ERA CORPORATE BLUEPRINT





AI ERA CORPORATE BLUEPRINT

自社は生成AIの「開発者」または「提供者」であるか？

【適用除外】 自社保有データのみを用い、自社のみが使用するシステムは対象外。

外部データ（第三者のデータ）を使用しているか？

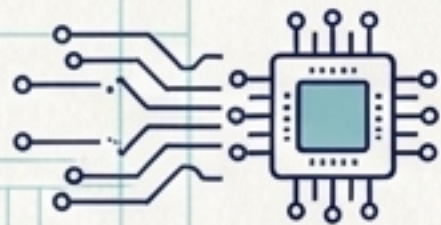
生成AIシステム・サービスを「公衆」に提供しているか？（目的、法人・個人の別は問わない）

システムやサービスは「日本向け」に提供されているか？

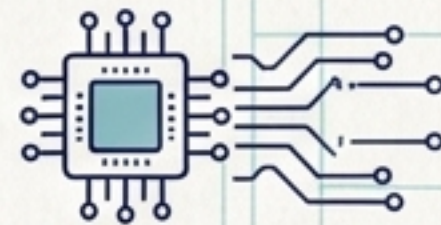
【適用対象】 日本国内に本店等がなくても適用（米GoogleやOpenAI等も念頭）。

コンプライ・オア・エクスプレイン

対象となる場合、法的罰則はないが、遵守または「遵守しない理由の説明」が求められる。



AI ERA CORPORATE BLUEPRINT



事前対応 (Proactive)

原則1 (透明性の確保)

学習データの種類、クローラの名称・識別子、モデル情報等を、コーポレートサイト等で概要開示する

事後対応 (Reactive)

原則2 (権利者への対応)

訴訟・調停等を行う（準備する）権利者からの照会に対し、指定URL等が学習データに含まれるか回答する。

事後。①該当者であること、②目的明示と目的外不使用の誓約、③照会対象URL等と開示を求める理由の特定が必要

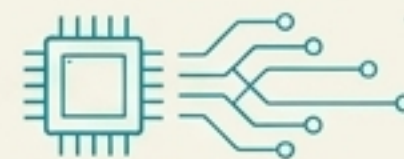
原則3 (利用者への対応)

生成AI利用者からの照会に対し回答する。

事後。回答を法的手続に用いない旨の誓約が要件



AI ERA CORPORATE BLUEPRINT



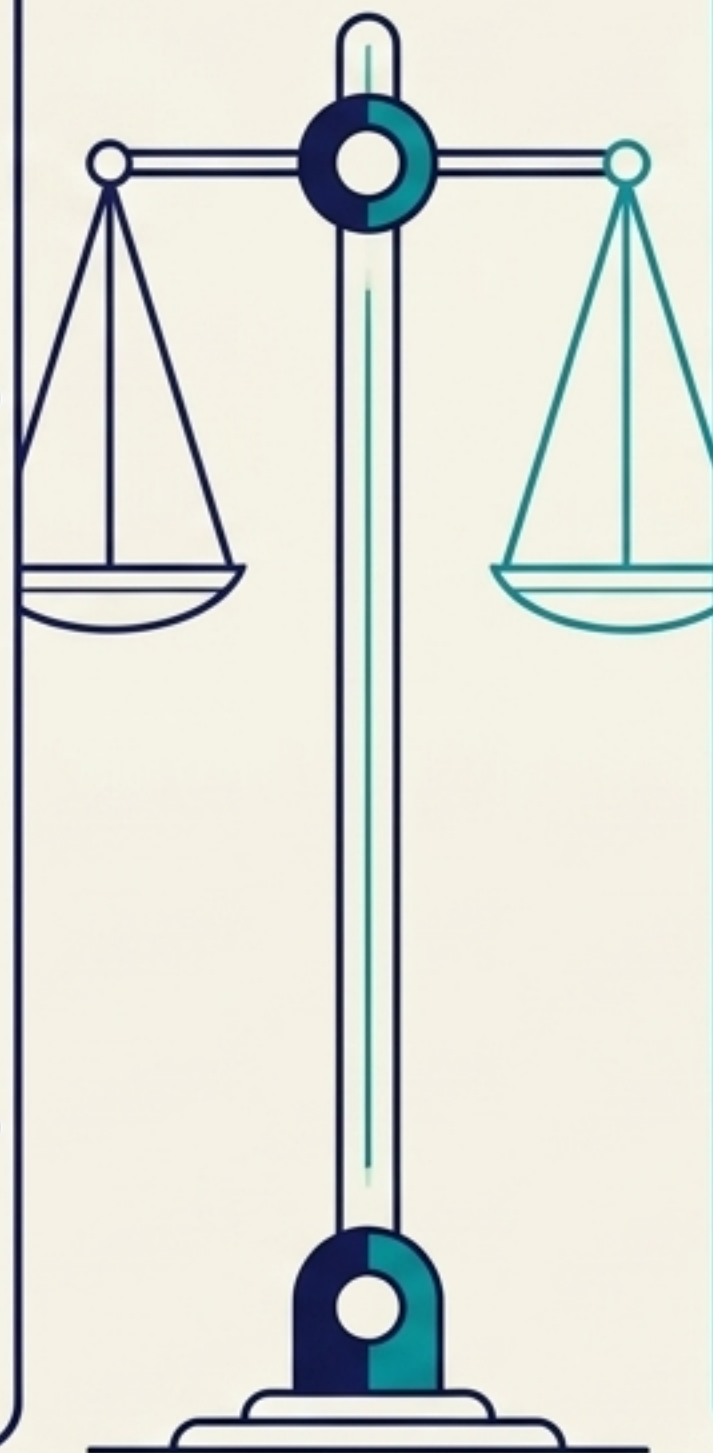
権利者側の主張

(日本新聞協会、CODA、日本漫画家協会)

スタンス: 強制的開示と罰則（ハードロー化）を要求。

要求事項: オプトイン（事前許諾）の徹底。

懸念: 抽象的な概要開示では不十分。URL照合だけでなく、違法ミラーサイト経由の学習を見据えた「作品コンテンツ自体の実質的確認」を求める。



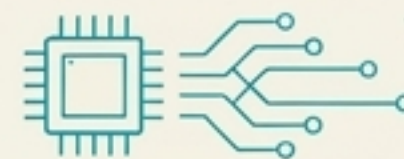
AI産業側の主張

(JIPA、経団連、BSA)

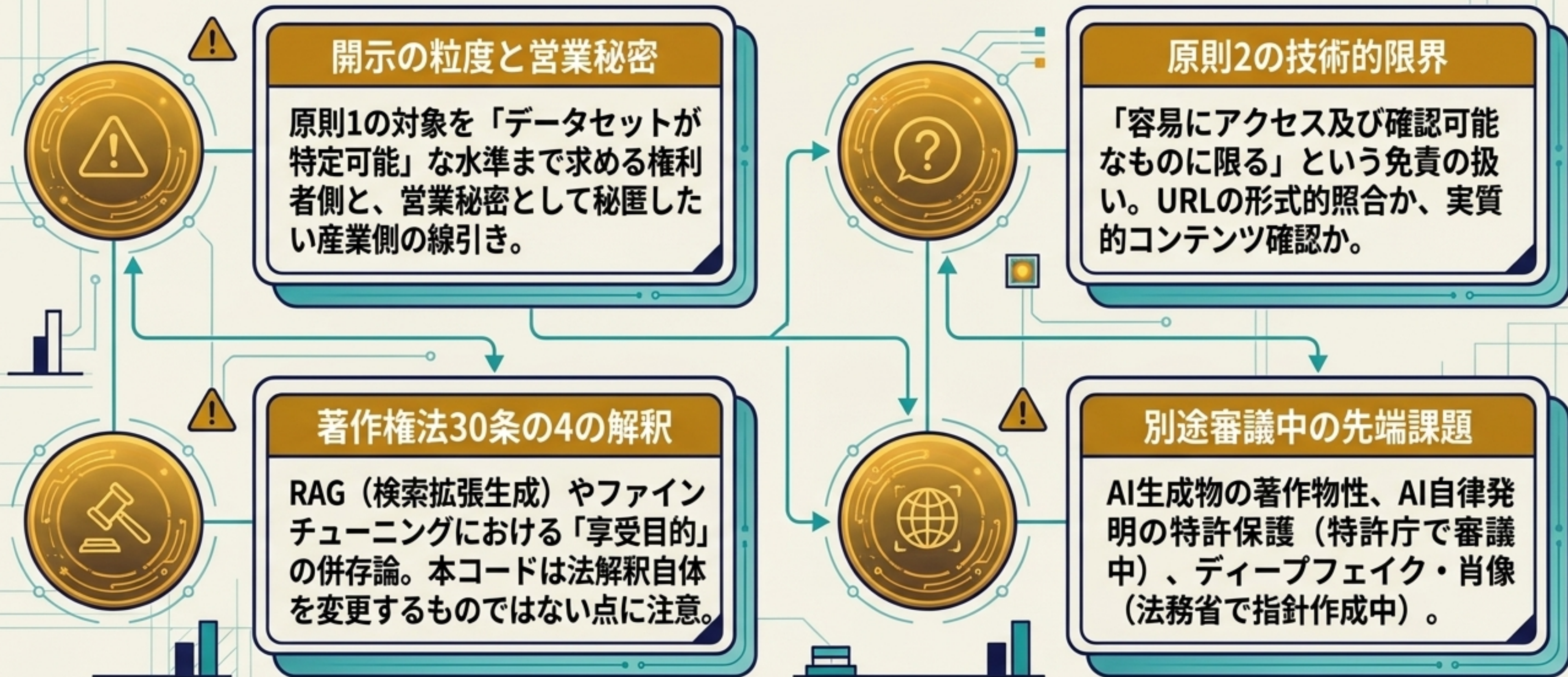
スタンス: ソフトロー維持とベストエフォート（可能な限りの措置）への修正を要求。

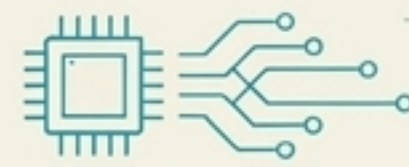
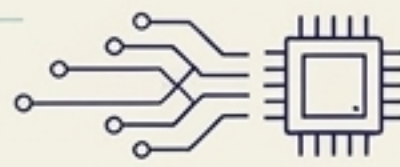
要求事項: 開示は「真に必要な範囲」に限定。アウトプットの類似性による事後処理を推奨。

懸念: 営業秘密・ノウハウの流出。海外事業者との競争条件の不公平化、および過度な技術的制約・工数負担。



警告ノードと未解決のリスク (Warning Nodes & Unresolved Risks)





日米欧AI規制比較 (Japan-EU-US AI Regulation Comparison)

日本

(プリンシプル・コード)

アプローチ

ソフトロー（コンプライ・オア・エクスプレイン）。

特徴

営業秘密への配慮を明記。企業活動の過度な萎縮を避ける
バランス型。

EU

(AI Act - AI法)

アプローチ

ハードロー（義務と罰則）。

特徴

汎用AIモデル提供者に、学習コンテンツの「十分に詳細な要約」の公表義務を課す。

米国

(カリフォルニア州 AB2013)

アプローチ

州法レベルの規制。

特徴

生成AIシステム開発者に対し、学習データセットに関する詳細情報の公開を要求。

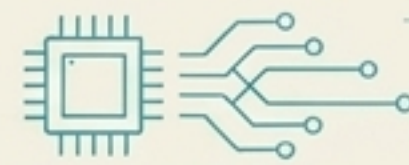
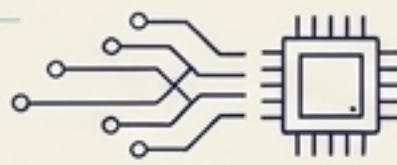
インサイト：日本は、イノベーションの阻害を避けつつ透明性を担保する、独自の「中間領域 (ミドルグラウンド)」を模索。

部門別影響マトリクス (Departmental Impact Matrix)

	契約・権利行使 (Contracts & Rights)	データ管理・開示 (Data Mgmt & Disclosure)	調達・運用 (Procurement & Ops)
法務・知財部門 (Legal & IP)	A 契約 (Contracts): ベンダー契約の表明保証、 利用規約の改定。⚠	B 権利行使 (Rights): 自社IP保護のための「原則2」活用準備。⚠	
開発・データ部門 (Dev & Data)	A データ管理 (Data): 学習ログの保持、robots.txt/ ペイウォールの尊重。⚠	B 開示運用 (Ops): モデルカード等の公開文 書の棚卸し。	
調達・ベンダー管理 (Procurement)	A 調達基準 (Ops): 導入ベンダーのコード遵守 状況のデューデリジェンス。		



Bottom Insight: 業種により負荷が反転。コンテンツ企業は「原則2」の恩恵を受けるが、メーカー・AI提供者は「原則1」の開示負担と営業秘密管理が主たる負荷となる。



法務・知財部門向けアクションチェックリスト (Legal & IP Action Checklist)



契約実務のアップデート

- ・ベンダー契約やデータ提供契約において、コード対応状況の「表明保証」を設計する。
- ・利用規約において開示を制限する場合の「オーバーライド条項（理由説明付き）」を整備する。



営業秘密の再定義

- ・JIPAが懸念する「ノウハウ流出」を防ぐため、開示要求に応じる範囲と営業秘密として秘匿する境界線の社内基準を明確化する。



権利行使の準備 (コンテンツ保有企業)

- ・自社コンテンツが不正学習された際に「原則2」を活用できるよう、照会対象URLの特定、目的明示、誓約書（目的外不使用）のフォーマットを準備する。



特許・発明規程の注視

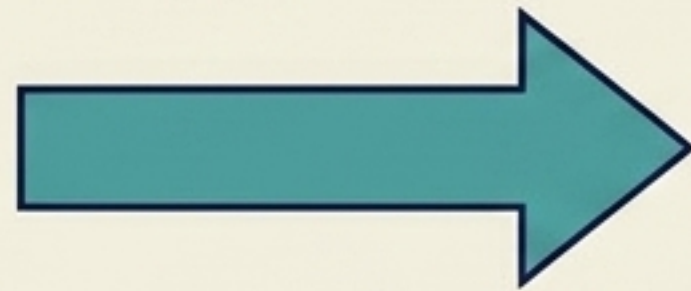
- ・特許庁（特許制度小委員会）におけるAI自律発明や発明者適格の議論を踏まえ、職務発明規程の改定を視野に入れる。

AIデータライフサイクル&ガバナンスアクション (AI Data Lifecycle & Governance Actions)



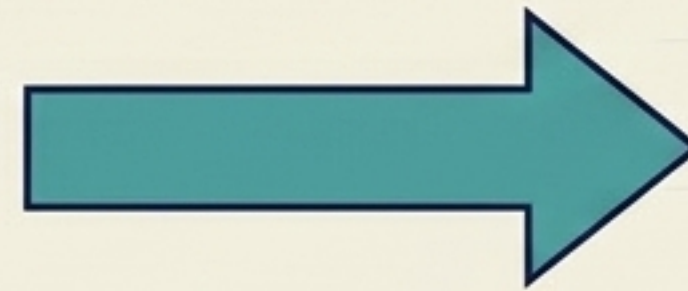
入力・学習フェーズ
(Ingestion)

- robots.txtやペイウォールの確実な尊重。
- 海賊版サイト・違法ミラーサイトからの学習回避プロセスの徹底。



管理・保存フェーズ
(Storage)

- 原則1（事前開示）に向けたデータセットの棚卸し。
- 事後照会（原則2）に耐える学習ログの一定期間保持システムの構築。



出力・公開フェーズ
(Output)

- 原則3（利用者からの照会）への対応体制の構築。
- 生成物の社外公開前における「類似性・出所チェック手順」の社内ガイドライン整備。

フェーズ別コンプライアンスロードマップ (Phase-based Compliance Roadmap)

Phase 1: 即時対応アクション (Immediate)

- ☐ 対象該当性の厳密な判定（自社開発か、外部データか、日本向けか）。
- ☐ 内閣官房サイトでの第13回議事録および「最終決定版テキスト」の継続モニタリング。



Phase 2: 秋の適用に向けたアクション (Pre-Autumn Rollout)

- ☐ 既存の公開文書（モデルカード、プライバシーポリシー、利用規約）と「原則1」要求項目とのギャップ分析。
- ☐ 権利者および利用者からの照会を受け付ける「専用窓口」と社内エスカレーションフローの確立。
- ☐ 調達部門における、生成AIベンダー評価基準への「コード遵守状況」の組み込み。



Trigger 1: 政府の「ハードロー化」シフト

If

自民党提言や新聞協会の要求が通り、将来的に罰則・法制化が検討された場合。

Then

現在の「ソフトロー前提のベストエフォート体制」を即座に「厳格な法令順守体制（コンプライアンス）」へ格上げする。



Trigger 2: 「開示粒度」の実質的強化

If

コード最終版または運用において、データセットの特定可能な水準での詳細開示が求められた場合。

Then

企業知財の根幹に関わるため、営業秘密管理と開示範囲の設計を最優先で再構築する。



Trigger 3: 海外メガテックの「不届出」選択

If

主要な海外AI事業者が「コンプライ・オア・エクスプレイン」でエクスプレイン（不届出）を選んだ場合。

Then

自社の調達・取引における評価材料としての重み付けを見直す（他社AIへの乗り換え検討を含む）。



Conclusion: 生成AIプリンシプル・コードは、規制の「終着点」ではなく、AIガバナンス競争の「出発点」である。

本コードはハードローではないからといって、対応を後回しにするのは経営リスクとなる。

早期に透明性の高いデータ管理体制（ブループリント）を構築した企業こそが、訴訟リスクを回避し、優良なベンダーやパートナーから選ばれる「グローバルAIエコシステムにおける勝者」となる。

最終タスク: 2026年秋の正式適用に向け、**直ちに自社データの棚卸しと体制構築**に着手せよ。